

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金(追加給付)(7万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要な場合があります

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(追加給付) (1世帯あたり7万円) は、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

市役所に確認書(または申請書)が届いた日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

市役所から書類が届きます

令和5年12月1日時点で岩見沢市に住民登録のある方へ以下のどちらかの書類が送付されます。

① 支給の決定通知書

② 支給要件確認書 ※②の場合は返送が必要です。



詳しくは裏面へ

12月1日時点の課税情報により要件を確認し発送しています。それ以降に令和5年度の課税状況が変更となり対象世帯となった場合や、心当たりがあるのに書類が届かない場合は、岩見沢市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 窓口(市民連携室) TEL 0126-35-4267までご連絡ください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

● 給付金を受給できる対象世帯の要件

基準日（令和5年12月1日）時点で、岩見沢市に住民登録があり世帯全員
令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯

※世帯全員が住民税課税者の税法上の被扶養者である場合は対象外

● 対象世帯の要件を満たす世帯には、市役所から給付内容や確認事項が書かれた通知や確認書が届きます。

以下の要件を全て満たす場合は①の、いずれかひとつでも要件に合わない場合は②の書類が届きます。

- ・岩見沢市の令和5年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年に実施した1世帯当たり3万円の給付金。以下、令和5年度給付金といいます。）を受給したことがあること。
- ・令和5年度給付金を受給した後に世帯主の変更がないこと。
- ・令和5年1月2日以降に転入した方がいないこと。

① 支給の決定通知が届いた方

給付金は、申請不要で受け取れます。

ただし、通知に記載されているものと別口座での受け取りを希望される 場合や給付金の受給を希望しない場合は、下記問合せ先まで電話等によりご連絡下さい。

② 支給要件確認書が届いた方

給付金の受取は、申請が必要です。

中身を確認し、必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写しや口座確認書類の写しを添付し、令和6年2月29日までに市役所に**返信してください。**

【確認事項】

- ・世帯全員が、住民税が課されている者の扶養に入っていないこと
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに110番通報するか、警察署にご相談ください。◎岩見沢警察署：☎22-0110

問合せ先

岩見沢市 電力・ガス・食料品等価格高騰
緊急支援給付金 窓口（市民連携室）

受付時間 平日9:00～17:00（12/29～1/3を除く）



直通
代表

0126-35-4267

0126-23-4111

（内線 2111）